

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出示してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出示してください。
*地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出示してください。
*指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
1月1日㊥～3日㊤はお休み		
1/4	火	片山、里改田、田村
5	水	浜改田、十市（南部）、成合、天行寺
6	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
7	金	立田
8	土	篠原、明見
10	月	下啗内、物部、久枝（開田）
11	火	稲生
12	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
13	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
14	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
15	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
17	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
18	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
19	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
20	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
21	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
22	土	十市（北部）、緑ヶ丘
24	月	国分、比江、左右山、岩村
25	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を除く）
26	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
27	木	久礼田、植田
28	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
2/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集（新聞紙・雑誌・紙パック・古着）

と き	地 区
1月1日㊥～3日㊤はお休み	
1月17日（第3月曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
1月4日・18日（第1・3火曜日）	下島、田村（パィス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
1月5日・19日（第1・3水曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
1月10日・24日（第2・4月曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
1月11日・25日（第2・4火曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（パィス北）、岩村、下啗内
1月12日・26日（第2・4水曜日）	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
2月1日・15日（第1・3火曜日）	下島、田村（パィス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
1月1日㊥～3日㊤はお休み		
1/4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
6	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
7	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
8	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
10	月	十市（南部）
11	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
12	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
13	木	立田、田村
14	金	後免町、野田
15	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
17	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
18	火	領石、植野、久礼田、植田
19	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
20	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
21	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
22	土	国分、比江、左右山、北小籠
24	月	下啗内、物部、久枝（開田）
25	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
26	水	稲生
27	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
28	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
2/1	火	領石、植野、久礼田、植田

*空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

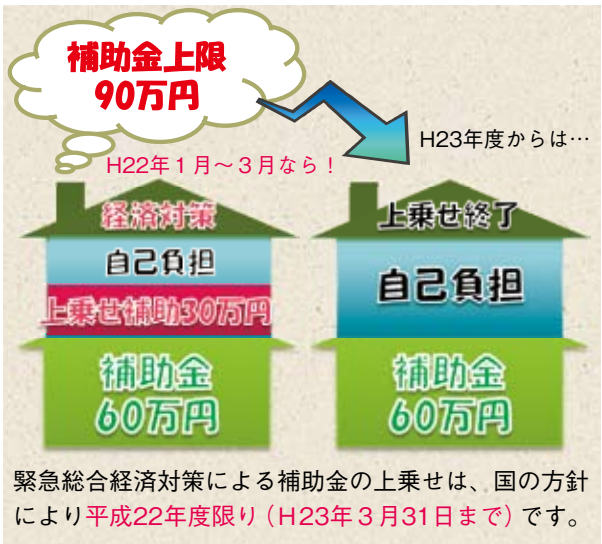
と き	地 区
1月1日㊥～3日㊤はお休み	
1月17日（第3月曜日）	天行寺
1月6日・20日（第1・3木曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎（西部）
1月7日・21日（第1・3金曜日）	下島、田村（パィス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
1月15日（第3土曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
1月13日・27日（第2・4木曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
1月14日・28日（第2・4金曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（パィス北）、岩村、下啗内
1月8日・22日（第2・4土曜日）	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
2月3日・17日（第1・3木曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎（西部）

耐震改修工事の補助金が30万円 上乗せ

高知県では、市町村と協力し、所定の基準を満たす耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に60万円を限度として、工事にかかった費用の一部を補助していますが、平成22年度補正予算の成立により、国の緊急総合経済対策として耐震改修工事の30万円上乗せ補助が実施されます。対象となるのは、公募開始日（平成23年1月予定）から平成23年3月31日までの間に市町村で採択された耐震改修工事です。ただし、平成23年3月31日以前であっても予算枠が無くなりしだい、上乗せは終了します。

※お問い合わせは
高知県土木部住宅課（☎823-9856）まで
住宅耐震相談センター（相談料無料）
（☎825-1240）まで
*月～金 9：00～16：30

※お申し込みは
都市整備課建築係（☎880-6558）まで



緊急総合経済対策による補助金の上乗せは、国の方針により平成22年度限り（平成23年3月31日まで）です。



20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きを

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、有利で安心な制度です。◎義務と権利

日本にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。◎加入の手続き

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方は、市民課年金係で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料の猶予・免除

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納にすると、病気や不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。申請手続きなど詳しくは、市民課年金係または南国年金事務所にお問い合わせください。

平成22年分公的年金などの源泉徴収票を送付

国民年金・厚生年金保険の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

日本年金機構では、その年一年間の年金の支払総額（平成22年2月定期支払分から平成23年1月随時支払分まで）の「公的年金などの源泉徴収票」を作成し、受給者全員に対し1月中に送付しています。

年金のみの所得で源泉徴収される方は、原則として所得税の確定申告をする必要はないこととなっていますが、他に収入（給与や年金）がある場合や、源泉徴収税額の還付を受けられる場合には確定申告を行ってください。「源泉徴収票」はこの時の添付書類の一つとして必要になります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、「源泉徴収票」の送付はありません。

※お問い合わせは
南国年金事務所（☎864-1111）まで